

県立学校等自動体外式除細動器貸借仕様書

本仕様書は、自動体外式除細動器（以下「機器」という。）の貸借に関して、必要な事項を定めるものとする。

本仕様書の内容は、当該機器導入にあたり必要とする最低限の要件を示している。本仕様書に記載していない事項であっても、導入及び機器性能を発揮させるために当然必要と考えられる設備等については、全て完備すること。

1 貸借機器

本機器の構成及び数量については以下のとおりである。

(1) 品名及び数量

品名	年度	数量
自動体外式除細動器（AED）	令和8年度から令和11年度	3台

(2) 機器の仕様

No	項目	要求仕様
1	自動体外式除細動器（AED）	<ul style="list-style-type: none">① 非医療従事者用であること② 構造：バッテリー方式（充電式は含まない）③ 通電波形：二相性波形④ 音声誘導機能（日本語）⑤ 自己点検報知機能（セルフテスト）⑥ 防塵・防水機能：IP55以上⑦ 機器寸法：高さ97mm以内、幅220mm以内、奥行252mm以内⑧ 本体の切替スイッチ又は未就学児キー（小児キー）により、小学生～大人モード（成人モード）と未就学児モード（小児モード）の変更ができること。⑨ 電極パッドは未就学児・小学生～大人兼用（小児・成人兼用）で、常にAED本体と共に常備された状態で保管されていること。⑩ JRC（日本版）ガイドライン 2020 に準拠した機種であること。⑪ 最新の製品又は同等のもので、かつ未使用のものであること。

2	付属品	<p>AED 1 台につき以下の付属品を合せて納品すること。</p> <p>① 救急セット</p> <p>② 収納用専用バック</p> <p>③ 予備用の電極パット 1 個</p> <p>④ 取扱説明書</p>
---	-----	---

2 貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

3 機器の設置等

(1) 納入時

ア 令和 8 年 4 月 6 日までに必要な点検・調整等を行い、使用可能な状態にして設置すること。

イ 乙は甲に対し、あらかじめ各設置場所への納品スケジュールを提出すること。

ウ 納入に際しては、納入先の担当者と打合せを行い、その指示に従うこと。また、その際、納入先において機器の操作方法等について説明を行うこと。

(2) 納入後

ア 機器の操作方法等について甲または、納入先から照会等があった場合は誠実に応じること。

イ 貸借期間満了後は、機器及び付属品等の回収及び処分を行うこと。

(3) 設置場所

別紙設置場所一覧のとおり。

4 機器の保守等

契約期間中において、以下の要件を満たすこと。

(1) 保守体制

ア 県内に保守拠点があること。

イ 設置場所等から機器の故障等の連絡があった場合は速やかに代替機器を設置すること。

(2) 保守点検

ア 年 1 回の定期点検を実施し、結果について書面により甲に報告すること。

イ バッテリーと電極パットに関しては貸借期間を通じて使用可能な状態を維持するとともに、使用期限に応じて交換を行い、期限切れを起こさないこと。

ウ 保守点検に要する費用は、賃借料に含まれるものとする。

(3) 動産保険

- ア 機器についての動産保険を乙の選定する保険会社と締結すること。
- イ 保険料は乙の負担とすること。

5 提出書類

乙は、下記書類を甲に提出すること。なお、提出書類は全て日本語表記とする。

- (1) 取扱説明書：機器本体及び付属品の取扱説明書
- (2) 「医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく高度医療機器販売業又は貸与業の許可を受けていることを証明する書類の写し

6 その他

- (1) 本仕様書に定める事項に要する費用はすべて乙の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた場合については、別途協議の上、定めるものとする。

設置場所一覧

No.	学 校 名	所 在 地	数 量	備 考
1	みなみあいづ支援学校	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	1	
2	平 支 援 学 校	いわき市平上平窪字羽黒40-46	1	寄宿舍
3	博 物 館	会津若松市城東町1-25	1	

計

3